

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

日本国憲法、体育（体育講義・体育実技）、外国語コミュニケーション（英語Ⅰ・英語Ⅱ）、情報機器の操作（情報処理Ⅰ・情報処理Ⅱ）を開講している。

免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目及び単位数	左記に対応する授業科目	単位数	所要単位
日本国憲法 (2 単位)	日本国憲法	2	2 単位必修
体育（講義と実技を含むこと） (2 単位)	体育講義	1	合計で 2 単位必修
	体育実技	1	
外国語コミュニケーション (2 単位)	英語Ⅰ	1	合計で 2 単位必修
	英語Ⅱ	1	
情報機器の操作 (2 単位)	情報処理Ⅰ	1	合計で 2 単位必修
	情報処理Ⅱ	1	